

令和7年度 岐阜市の融資制度及び 信用保証のご案内



ぎふ観光フォトコンテスト2024 グランプリ作品「かすみか、雲か」

岐阜市
岐阜市信用保証協会

岐阜市信用保証協会

岐阜市信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき、岐阜市が中心となり、市内の各金融機関の協力によって設立された特殊法人です。

岐阜市では、信用保証協会の運営如何が中小企業者の金融に及ぼす影響が大きいことから、信用保証制度が十分機能できるように努め、中小企業者の金融の円滑化を図っています。

信用保証協会の業務

信用保証協会の業務は、中小企業者が金融機関から資金を借りる場合に債務者の保証人となり、借入を容易にすることです。

信用保証協会自体は、直接資金の貸付をしていませんが、金融機関での借入手続や申請書類の作り方など、中小企業者からの相談に応じています。

保証の条件

(1)保証申込者の資格

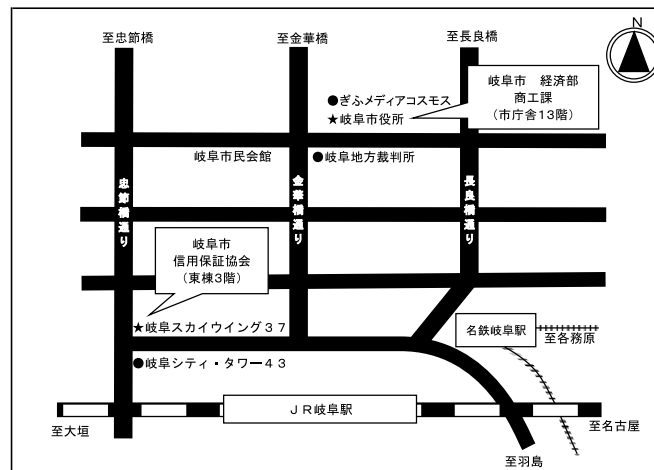
中小企業者であって、市内に事業所又は営業所を有し、適法に事業を営んでいる個人、会社及び組合等で、融資資金の返済が確実と認められる方

組合は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会、酒類業組合

[中小企業者とは資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については5,000万円、50人、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円、100人、サービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、100人)以下の会社・個人等]

ただし、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種とします。

(2)信用保証協会が代位弁済を受けた事のある方及び金融機関で取引停止処分中の方は原則として保証はいたしません。



■岐阜市役所 経済部 商工課 (市庁舎13階)

〒500-8701
岐阜市司町40番地1
TEL:058-214-2360(直通)
FAX:058-265-2218

■岐阜市信用保証協会 (岐阜スカイウイング37 東棟3階)

〒500-8844
岐阜市吉野町6丁目31番地
TEL:058-265-4611
FAX:058-266-0315